



青森・岩手県境産廃不法投棄事案の記録
—産学官民連携20余年の足跡—
(概要版)

岩手県

表紙の写真…青森・岩手県境産廃不法投棄現場

左上：平成 24（2012）年6月撮影

右下：令和5（2023）年 10月撮影

はしがき

青森・岩手県境不法投棄事案——この事案は、西の豊島に東の県境産廃とも言われ、非常に衝撃的なものでしたが、令和5（2023）年2月にようやく原状回復宣言（本県側）が行われるに至りました。事案発覚から20年以上にわたる関係者の皆様の粉骨砕身の尽力に改めて深い敬意を表したいと思います。

われわれ人類の歴史は、社会的費用に対する認識の変化の歴史でもあります。狭い視野で経済合理性を追求しても、決して全体最適な結果は導かれず、むしろ社会全体で余計なコストが掛かることとなります。戦後の高度経済成長の中で清掃法が廃棄物処理法となり、産業廃棄物の処理責任の所在が見直された結果、外部不経済が顕在化する事態が発生しました。

県境不法投棄事案に対しては、現象（原状回復）と本質（制度的対応）の両面からのアプローチが行われています。本誌に収録されているオーラルヒストリーでは、そのダイナミズムが関係者の皆様の証言で浮き彫りになっており、時空を超えて追体験することが可能となりました。

この外部不経済の課題認識とそれへの対応は、今後の環境政策を考える上でも示唆に富んでいます。例えば、同じ資源循環の分野では、家庭ごみ処理有料化が外部性を内部化する有効な手段の一つですが、県内の取組は道半ばとなっています。脱炭素の分野でも、そもそも地球温暖化対策というアジェンダ自体、欧米型の近代工業社会がもたらした外部不経済に起因するものです。

県境不法投棄事案には、松尾鉱山の鉱毒事件と並んで、このように本質的な教訓が含まれています。本誌のような文献をはじめとする史料がこれを将来世代へと伝え、世の中のあらゆる負の外部性を内部化することで、近未来の持続可能な経済社会を実現していく原動力の一つになることを心から願っています。

令和6年3月 岩手県環境生活部長 福田 直

原状回復宣言

平成 11（1999）年 11 月、青森県田子町と二戸市にまたがる広大な原野で大規模な不法投棄が発覚しました。岩手県側にも大量の廃棄物が投棄され、有害な廃油による地下水や土の汚染が広範囲にあること、加えて不法投棄の原因者に原状回復に要する資金がないことが分かりました。このような状況の下、岩手県は、平成 14（2002）年 10 月から行政代執行として現場の原状回復に取り組んできました。

代執行から 20 年の道のりは、困難の連続でした。当協議会ではその下に「汚染土壌対策技術検討委員会」を設置し、委員各位等からの意見等を踏まえ、岩手県が適正かつ創意工夫しながら原状回復事業を実施してきたところです。

その結果、このたび岩手県側現場において、不法投棄された廃棄物の全量撤去、汚染された地下水と土の浄化など、すべての原状回復事業を終え、生活環境保全上の支障が生じることがない状態を確保することができ、原状回復が達成されたことを、ここに宣言します。

当協議会では、広く県民に当事案について情報を公開するとともに、二戸市民など関係者との合意形成を図りながら、原状回復事業を進めていくことができました。また、その下に「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング」を設置し、このような事案が二度と起こらない、起こさないための教訓を語り伝える取り組みをしてまいりました。

結びに、この 20 年の間、原状回復事業に御尽力をいただきました関係各位の皆様に御礼を申し上げますとともに、事業の実施に当たって御理解をいただきました地元の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 5 年 2 月 4 日

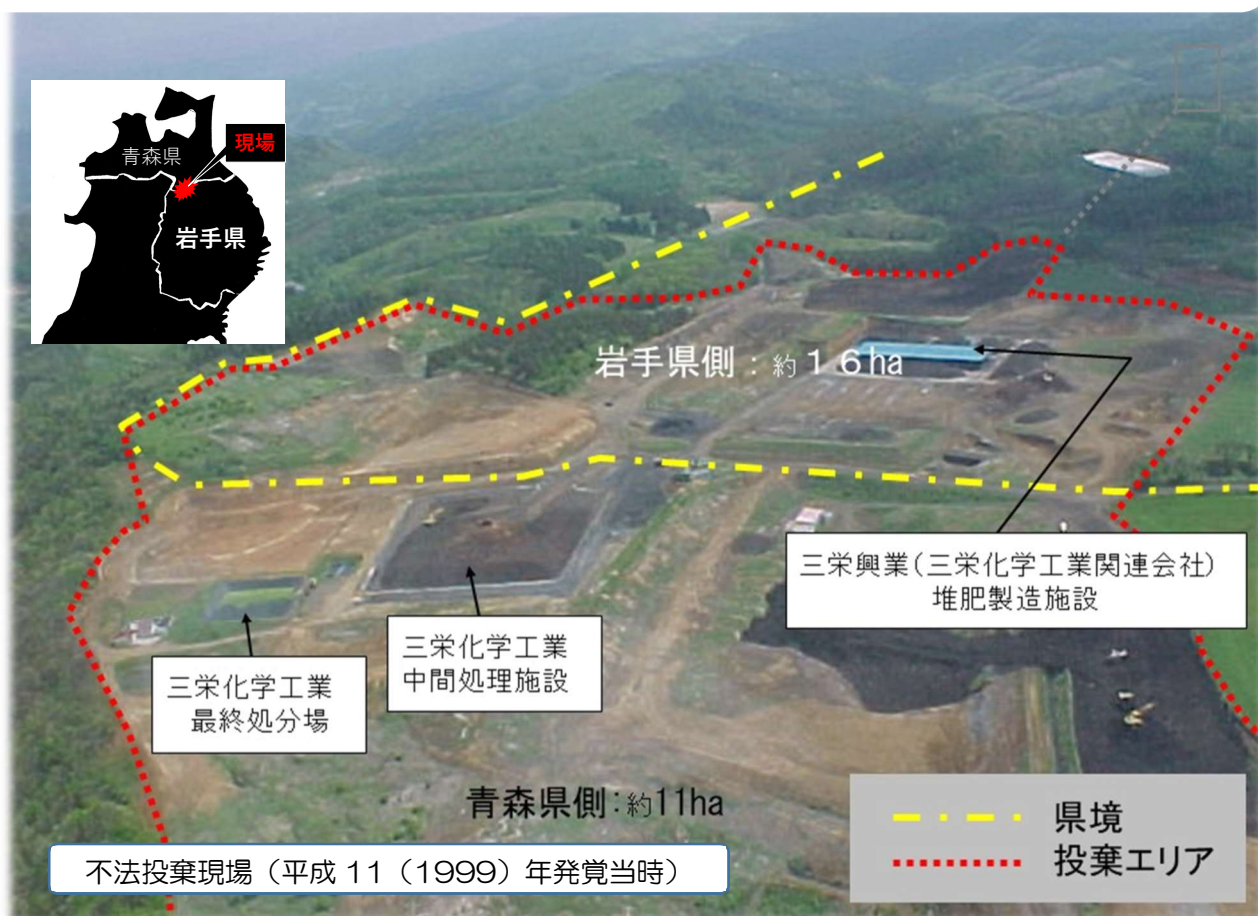
青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会

委員長 齋藤 徳美

第1部 不法投棄事案への対応の記録 (本編1ページ~227ページ)

1 事案の概要

青森県の三栄化学工業を中心とした原因者が、平成3（1991）年頃から平成10（1998）年頃にかけて、青森県と岩手県にまたがる広大な土地に産業廃棄物を大量に不法投棄していたことが発覚したが、原因者に撤去する能力がなかったため、青森県と岩手県は20年以上（平成14（2002）年度から令和4（2022）年度まで）の歳月をかけて原状回復を行いました。



○不法投棄の流れ

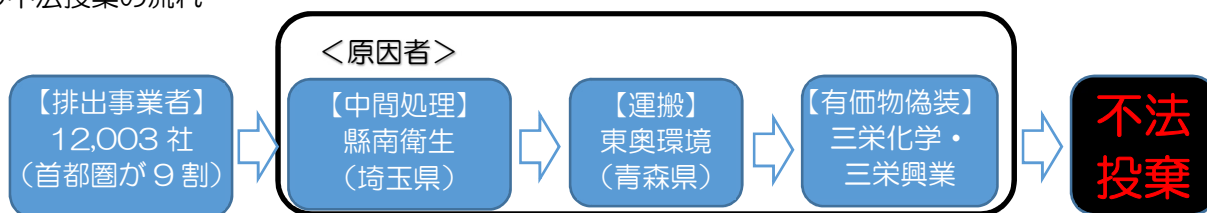
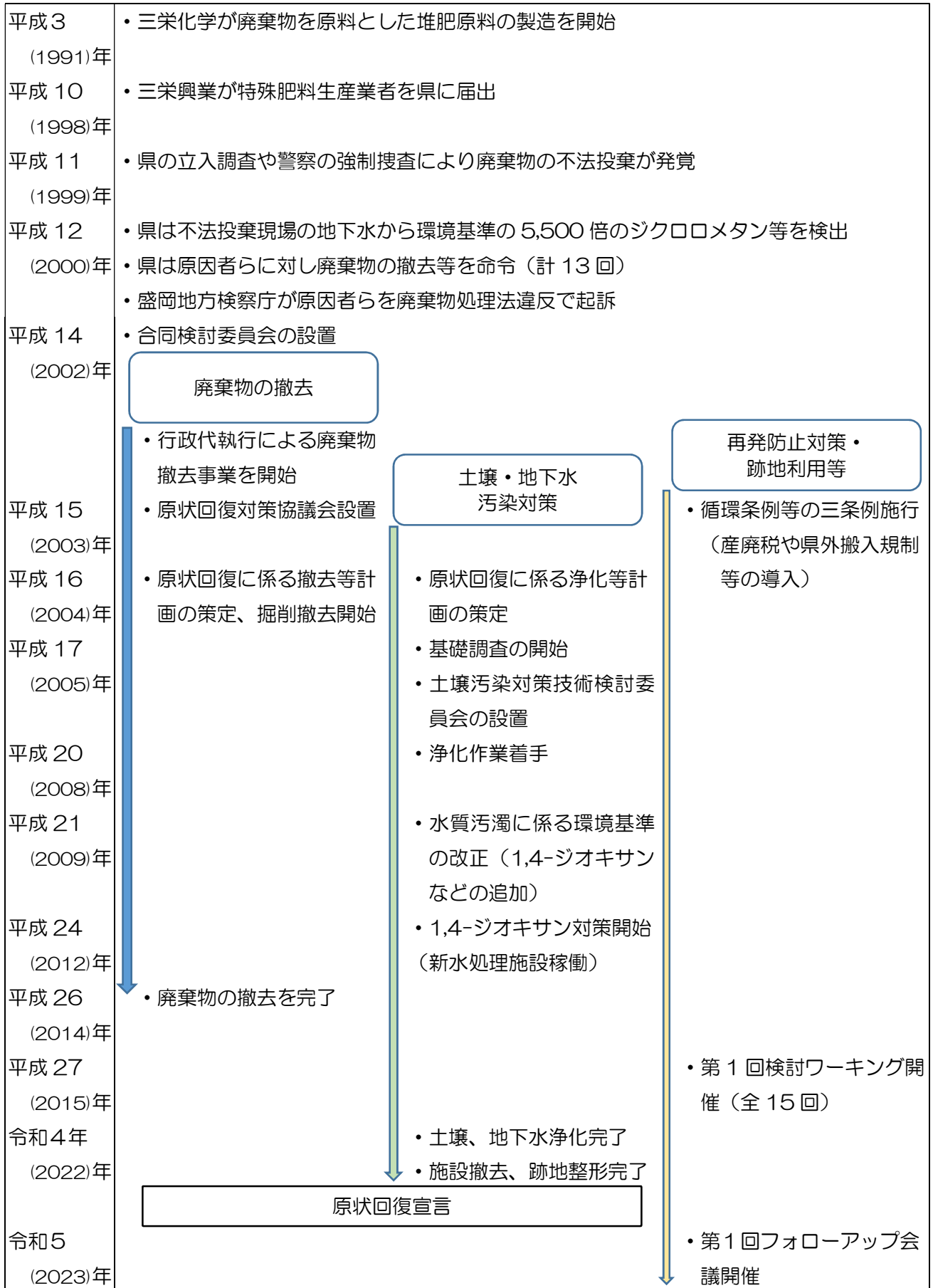


表 不法投棄された面積、廃棄物量及び撤去費用

	不法投棄された面積 (ヘクタール)	撤去された廃棄物量		撤去費用 (億円)
		重さ (万トン)	体積 (万m ³)	
岩手県側	16	35	27	250
青森県側	11	115	79	477
合計	27 (サッカーコート39面分)	150	106 (東京ドーム△0.8杯分)	727

原因者の行為と撤去・浄化等の主な経緯



1 事案の発覚

(1) 三栄化学と三栄興業

事件の原因者である産業廃棄物処理業者の三栄化学工業株式会社（三栄化学）は、平成3（1991）年頃から、木の樹皮や燃え殻などを中間処理し、堆肥原料を製造していました。

堆肥原料は、堆肥製造を行う関連会社の三栄興業株式会社（三栄興業）に売却していました。

(2) 三栄興業からの特殊肥料生産業者の届出

平成10（1998）年、三栄興業から岩手県農政部に特殊肥料（堆肥）生産業者の届出があり、現地の立入検査を行ったところ、次のような状況を確認しました。

- ・付近には悪臭が漂っていた
- ・堆肥原料にはビニール等の不純物が混入
- ・堆肥原料の成分から環境基準を超えるカドミウム、水銀、ひ素が検出



この状況について、岩手県二戸保健所で詳しく調査するとともに、岩手県警察本部に情報提供することとしました。

(3) 二戸保健所による調査

平成11（1999）年1月、二戸保健所が現地の立入検査を実施したところ、「堆肥製造場所」で、堆肥のような物から浸み出した液体が地下に浸透していることを確認したことから、廃棄物処理法に基づく現地調査や報告書の提出を求めていくこととしました。



この調査の結果、次の事実が明らかとなりました。

- ・現場周辺湧出する2つの沢水のうち、一方から全窒素 240mg/L、塩素イオン 420mg/L、アンモニウムイオン 13mg/L が検出
- ・もう一方の沢水からは硝酸性・亜硝酸性窒素 9.7mg/L が検出
- ・有機性汚泥、動植物性残さ、畜産系廃棄物などの投棄の可能性が疑われた
- ・広範囲にわたり山林等が開発され、堆肥のような物が野積み（上空からヘリコプターで確認）

なお、当初三栄興業は、この堆肥は三栄化学の中間処理物を購入したもので廃棄物ではなく、廃棄物処理法上問題ないと主張しています。

【用語解説】

中間処理…………… 廃棄物の減量・減容化、安定化、無害化等を行う処理（焼却、破碎、脱水、選別、中和、分解、混合等）。三栄化学は混合処理を行っていた。

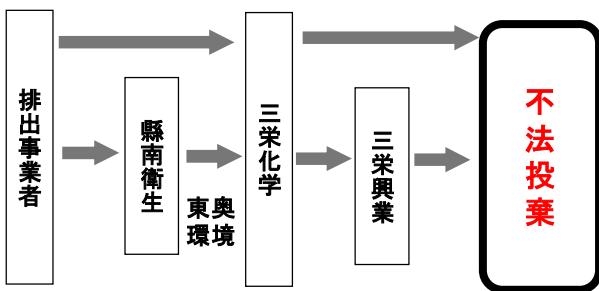
硝酸性・亜硝酸性窒素… 農地への過剰な肥料投与、家畜のふん尿の不適正管理、生活排水が原因となりアンモニアが酸化されて生成する。

2 刑事事件への拡大

(1) 不法投棄行為の確認

平成 11 (1999) 年 6 月から行なわれた二戸警察署と二戸保健所による調査や、岩手・青森県警による強制捜査により、次の事実が明らかになりました。

- 両県にまたがる広大な土地に、燃え殻、RDF 様廃棄物、感染性の疑いがある廃棄物、鶏ふん等が野積み又は埋設（不法投棄）
- 埼玉県産廃処理業者である縣南衛生株式会社（縣南衛生）が排出した廃棄物を東奥環境株式会社（東奥環境）が夜間に運搬
- 三栄興業の堆肥の販売実績は無し（堆肥製造を偽装）



二戸保健所では、原因者に対し廃棄物の撤去を求める行政処分（改善命令・措置命令）を遅滞なく発出しています。

(2) 不法投棄原因者の起訴

平成 12(2000)年 5 月、盛岡地方検察庁は、RDF 様廃棄物約 8,000 t を不法投棄したとして、法人である三栄化学・縣南衛生とそれぞれの代表者 2 名を起訴しました。

盛岡地方裁判所 判決	
三栄化学	• 罰金 2,000 万円
縣南衛生	
縣南衛生 代表取締役	• 罰金 1,000 万円 • 懲役 2 年 6 月 (執行猶予 4 年)
三栄化学 代表取締役	• 起訴後、保釈中に死亡により 公訴棄却

なお、事件の首謀者である三栄化学の代表者が死亡したため、事件の全容解明が極めて困難となってしまいました。

また、裁判で有罪が確定しても原状回復されるわけではありません。

3 有害な廃棄物の大量不法投棄事件への変転

平成 12 (2000) 年 6 月、三栄化学の社員がドラム缶約 250 本を投棄したと供述したことから、ドラム缶の調査が行われました。

- 掘り出されたドラム缶の内容物から有害物質であるテトラクロロエチレンを検出
- 同年 8 月までに 218 本のドラム缶を撤去（最終的には 2018 本のドラム缶を撤去）
- 現場の廃棄物から VOC（揮発性有機化合物）、鉛、カドミウムなどを検出
- 現場内のたまり水及び土壌からは環境基準の 82 倍の濃度のダイオキシン類を検出

この結果を受け、三栄化学が実施した不法投棄の実態解明に係る調査結果は次の通りです。

三栄化学による調査とその結果	
表層土壌ガス調査	VOC の高濃度ガス領域を 7 領域特定 (VOC による広範囲汚染が判明)
ボーリング調査、地下水流向流速調査	地下水位分布と地形図から地下水の流れを把握
トレンチ掘削調査	岩手県側の不法投棄物が 15 万 m ³ になると推定

これらの廃棄物は、主に縣南衛生が処理委託を受けていた首都圏の産業廃棄物と推定されました。

【用語解説】

- RDF… 廃棄物固形燃料。紙くずや廃プラスチック等の可燃性一般廃棄物を主原料とした固形燃料。不法投棄されていた「RDF 様物」については 11 ページ参照。
- VOC… 揮発性有機化合物。蒸発しやすく、大気中で気体となる有機化合物の総称。様々な種類があるが、中には発がん性など人体に有害な影響を及ぼすものが多くあることで知られている。本事案ではテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シクロロメタン等が確認されている。

4 原状回復対策の検討と撤去方針の確立

(1) 合同検討委員会

平成 14 (2002) 年 6 月 15 日、青森県と岩手県は、学識経験者等による「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会」を設置し、必要な情報交換及び対応策の検討を行いました。

合同検討委員会は平成 15(2003)年 6 月 28 日の第 4 回をもって終結し、両県知事に報告されました。

合同検討委員会で示された基本的方針

現場の青森県側と岩手県側では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとし、原状回復のために除去すべき廃棄物や対策方法については、両県がそれぞれの状況に応じて決定する。

(2) 岩手県側の基本的方針

岩手県では、医療系廃棄物を含む多種多様の有害な産業廃棄物が不法投棄され、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることから、早期全量撤去を本現場の特定産業廃棄物の処理に関する基本的な方針と位置付けました。

(3) 原状回復対策協議会

平成 15 (2003) 年 5 月 15 日、本県では、現場の原状回復事業を適正かつ円滑に推進するため、「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復

対策協議会」を設置し、必要に応じ青森県において設置されている同旨の組織と共同開催することとしました。

同協議会は、廃棄物の掘削除去が完了した平成 25 (2013) 年度までは年 4～6 回、その後は年 3～4 回、全 87 回開催しました。

また、原状回復対策協議会における検討事項のうち、汚染土壌対策等について具体的手法に関する技術的評価を行い、本協議会の検討等に資するため、平成 18 (2006) 年 12 月 16 日に「汚染土壌対策技術検討委員会」を設置し、平成 19 年 2 月 1 日から令和 4 年 11 月 7 日まで、計 37 回開催しました。

(4) 廃棄物の撤去方針の確立

平成 15 (2003) 年 6 月、国は、本事案を契機に、原状回復に要する費用に対する財政支援の特例措置を講ずる「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」(特別措置法)を制定しました。

同法に基づき、本県では、住民及び原状回復対策協議会からの提言等を踏まえ、更に岩手県環境審議会等の意見を取り入れた「青森・岩手県境不法投棄事案に係る実施計画書」を策定し、平成 16(2004)年 1 月に環境大臣の同意を得て撤去方針が確立しました。

【用語解説】

原状回復…………… 元々の状態に戻すこと。廃棄物が不法投棄される前の状態に戻すこと。

特定産業廃棄物… 不法投棄等の不適正な処分が行われた産業廃棄物で、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるもの。

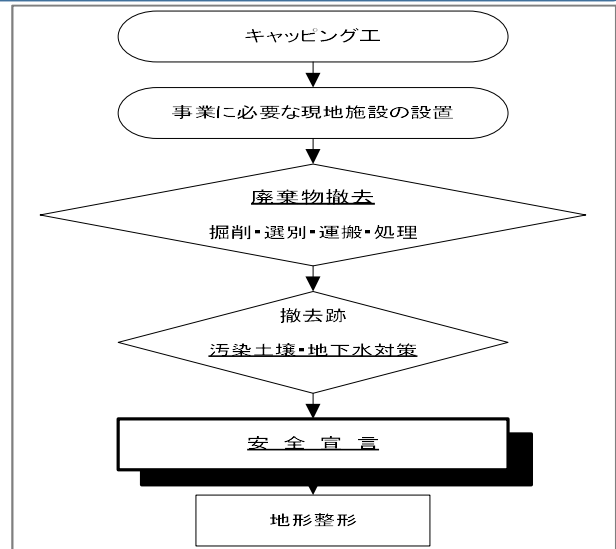
5 廃棄物の撤去

(1) 原状回復に係る撤去等計画の策定

廃棄物の撤去等の事業を実施していくにあたり、実際に現場作業を行うための具体的な撤去等の計画（施工システム基本設計）を策定しました。

基本的な考え方	
現場の 特性	・ 投棄量が非常に多い
	・ 投棄されている廃棄物が多種多様
	・ 揮発性有機化合物（VOC）、重金属等有害物質による複合汚染
撤去 方法	・ 雨水が不法投棄された廃棄物に接触しないように全体をキャッピング
	・ キャッピングの一部を開放しながら不法投棄廃棄物を掘削

キャッピングから廃棄物撤去、土壌・地下水汚染対策などを経て安全宣言するまでの全体工程の概要は次のとおりです。



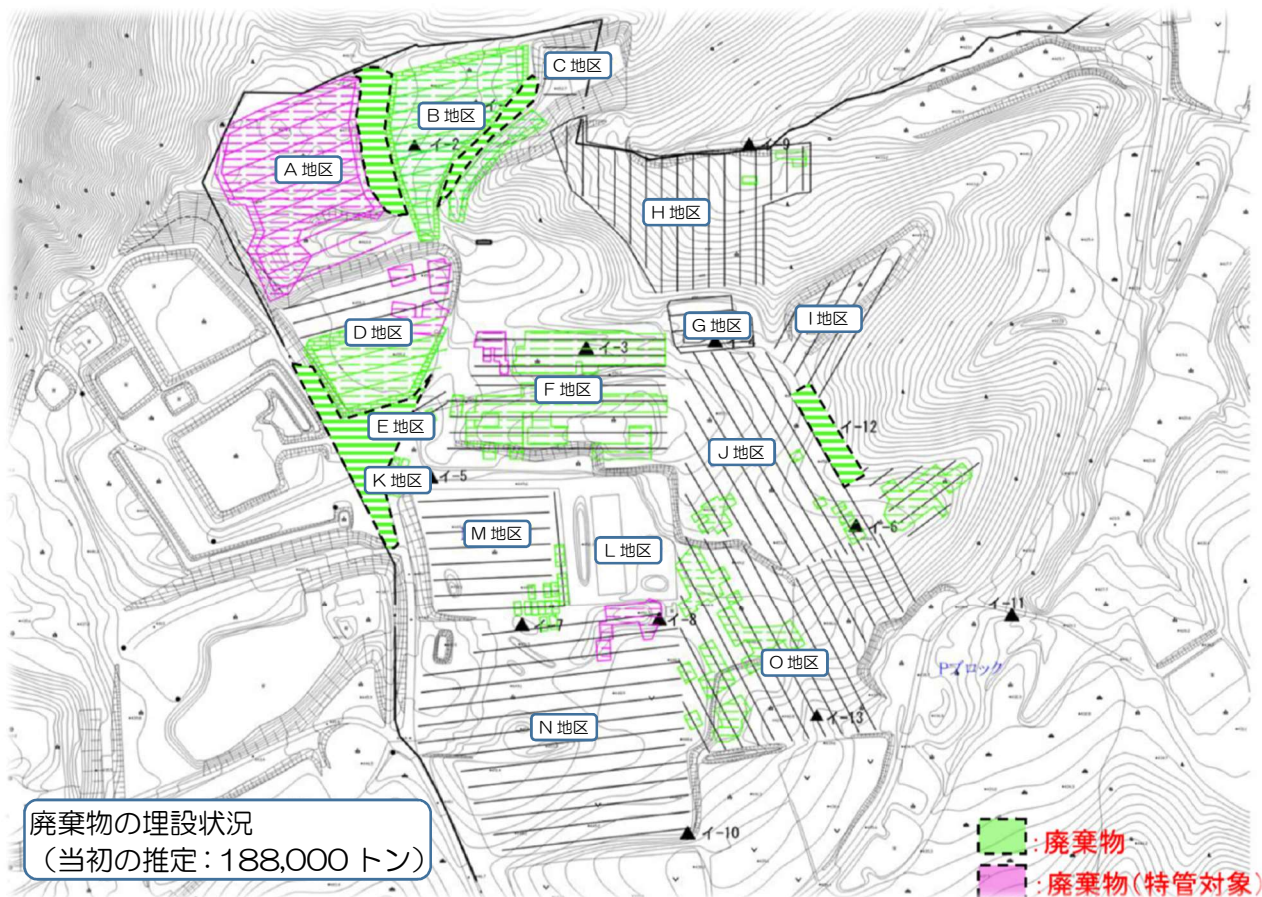
また、不法投棄廃棄物であってもセメント原料等としての利用により可能な限りリサイクルを目指すことを基本とし、必要となる施設として、選別施設、管理棟、汚染水処理施設、ストックヤード、トラックスケール、洗車場、通路等を設置することとしました。



【用語解説】

キャッピング…… 廃棄物中に存在する有害物質等が降雨等により浸透、拡散することを防止するため、遮水シート等を敷設するもの。

ストックヤード…… 一時保管施設



(2) 関係市町村への説明

平成 15 (2003) 年度から廃棄物撤去等の基本方針について二戸市民に対する説明会を開催しました。処分施設への運搬ルートのある市町村に対してもそれぞれ説明を行い、撤去・運搬開始前までに 16 回を数えました。

このような確認を毎年度実施し、特に周辺に汚染拡散していないか確認することにより、地域の方々の安心感の醸成に努めました。

(3) 場内及び周辺環境モニタリング

廃棄物の掘削作業等の影響による地下水の汚染の変化等や現場周辺への汚染の拡散の有無を確認することを目的に、概ね年 4 回、場内に設置した観測用の井戸水質や周辺の沢水等計 32 か所において水質検査を実施しました。

(4) 生石灰の混合と廃棄物の選別

本事案では生石灰と廃棄物を混合し、水分量を調整した後に選別処理を行いました。

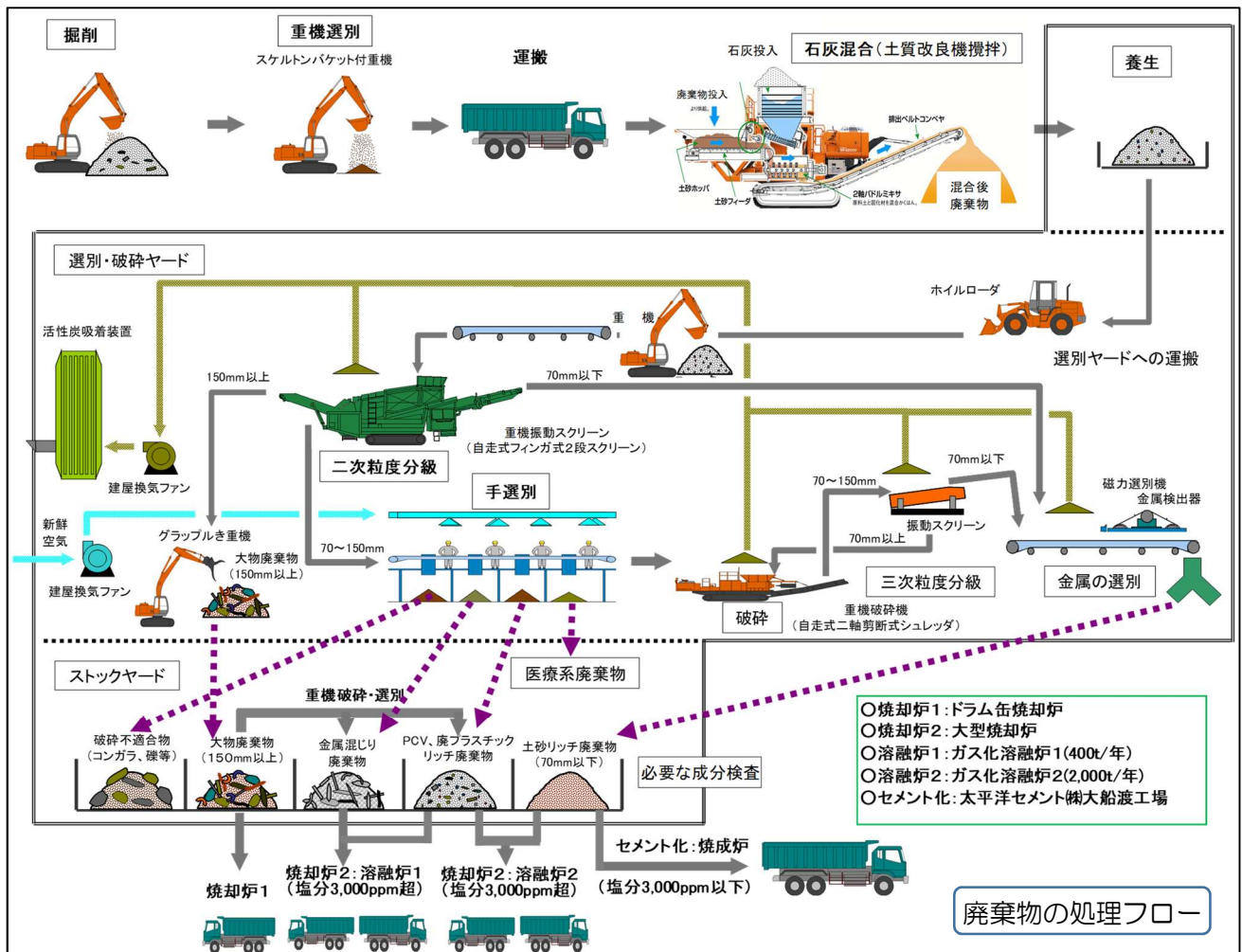
生石灰を混合し水分を除去することで、廃棄物掘削・撤去効率を向上させることができました。

水質モニタリング結果	
場内井戸	<ul style="list-style-type: none"> ジクロロメタンをはじめ 10 種類の VOC が基準値の数倍から数千倍確認
周辺河川、沢等	<ul style="list-style-type: none"> 直近の沢の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除いてすべて環境基準値以下



【用語解説】

生石灰と廃棄物の混合… 生石灰は水と反応して水分を飛ばす性質がある。これを廃棄物に混ぜることで、廃棄物の水分を飛ばし、泥だんごのように固まることを防いだうえで処理した。



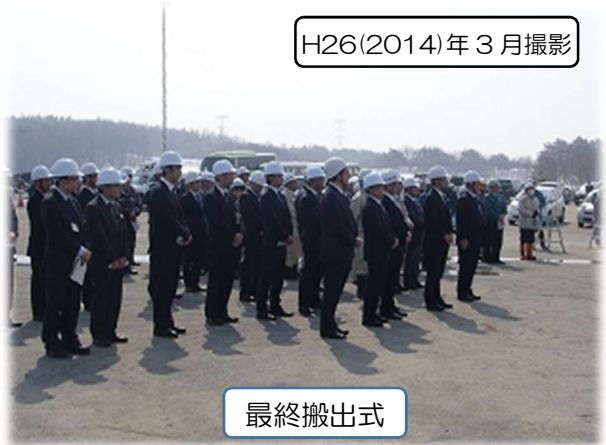
(5) 県境不法投棄廃棄物の撤去完了
 平成 14 (2002) 年から行政代執行により実施してきた廃棄物の掘削・撤去は、東日本大震災津波による影響など様々な困難に見舞われてきましたが、12年を要して平成

26 (2014) 年 3 月 26 日 (水) をもって完了しました。
 全量撤去に併せ、地元関係者や知事出席のもと二戸市の現場で最終搬出式を実施しています。



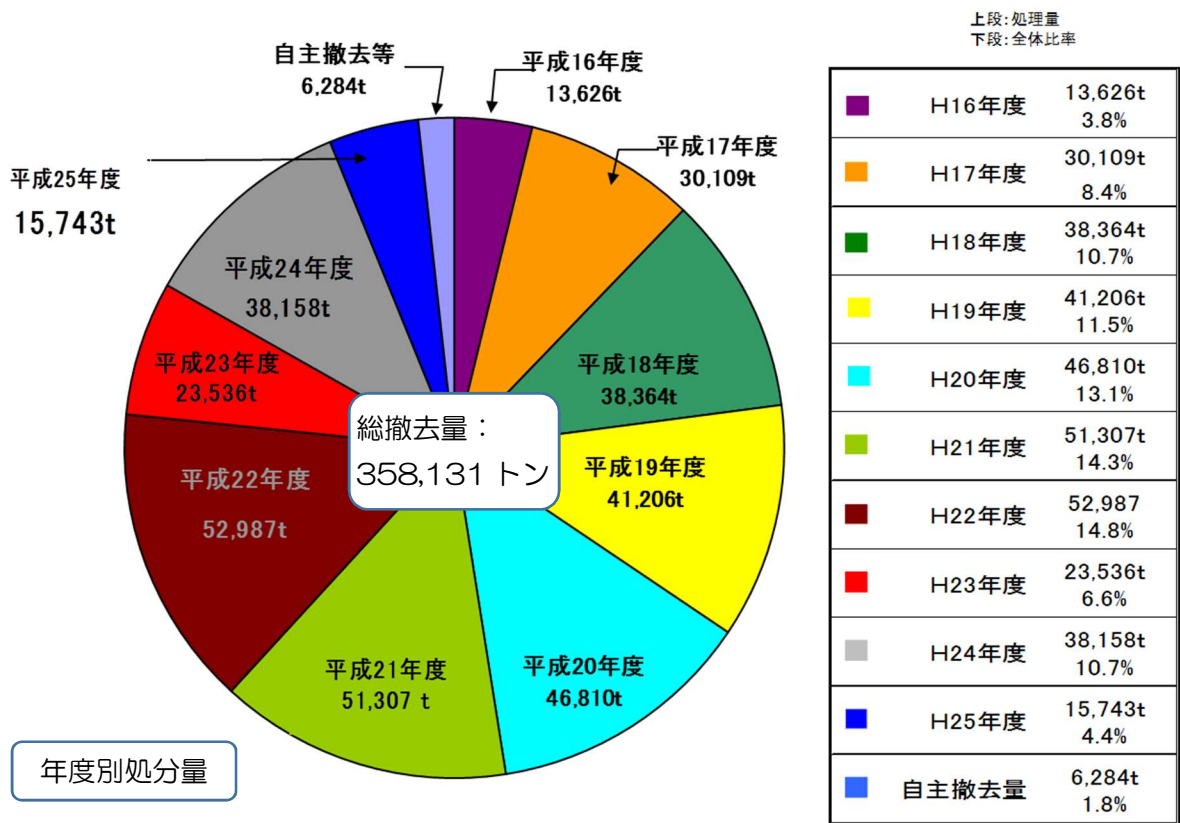
H26(2014)年3月撮影

知事からのマニフェスト手交付



H26(2014)年3月撮影

最終搬出式



6 土壌・地下水汚染対策

(1) 原状回復対策

土壌・地下水汚染については、事案発覚当時から、現場の「N地区」付近で廃油（VOC）の入ったドラム缶の投棄が確認され、複数の化学物質により高濃度に汚染されていることが確認されていたことから、平成 16（2004）年度に策定した原状回復に係る具体的な撤去等の計画において、撤去後の調査に基づき、撤去・浄化対策を講じることとしました。



ホットソイル養生テント

(2) N地区における汚染土壌対策

汚染土壌・地下水対策の技術的検討を行うために平成 18（2006）年に設置した土壌汚染対策技術検討委員会において検討した上で、以下の内容で平成 20（2008）年から浄化作業を開始しました。

不飽和帯	・必要に応じて鋼矢板を打設
	・鋼矢板に囲まれた範囲の汚染土壌を掘削、除去
飽和帯	・ホットソイル工法で場内処理
	・環境基準以下であることを確認後、場内の土地の埋め戻しに活用
飽和帯	・揚水等による汚染の抽出処理
	・バイオレメディエーション等による分解処理



バイオレメディエーション栄養剤

(3) 水質汚濁防止法の改正

平成 21（2009）年 11 月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準及び地下水環境基準に、1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーが追加されたことから、次の対策を講じることとしました。

追加項目	対策
1,4-ジオキサン	地下水等の集水柵の設置及び外部搬出処分、並びに水処理施設での処理
塩化ビニルモノマー	バイオレメディエーション



ホットソイルプラント

【用語解説】

- 飽和帯…………… 土粒子間のすき間（間隙）が水で満たされた領域。なお、間隙が水で満たされていない領域を「不飽和帯」という。
- ホットソイル工法…………… VOC を含む汚染土壌に生石灰を混合攪拌することで生石灰と土壌中の水分を反応させ、水和熱で土壌中の VOC を揮発・分離する浄化工法。
- バイオレメディエーション… 微生物等の働きを利用して汚染物質を分解等することによって土壌地下水等の環境汚染の浄化を図る技術。

(4) 新水処理施設の設置

平成 25 (2013) 年3月、N 地区以外にも場内の複数の井戸から1,4-ジオキサンが継続して検出されたことから、選別ヤード建屋内に1,4-ジオキサンの浄化を目的とした新水処理施設（処理方式：促進酸化法）を設置し、4月から稼働を開始しました。



(5) 浄化完了までの経緯

平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物撤去後の土壤中に高濃度の1,4-ジオキサン含有土（汚染溜り）が確認されたこと等から、実施計画の終期を平成 29 (2017) 年度から平成 34 (2020) 年度に変更することとして、環境大臣に実施計画変更協議を行い、3月 26 日付けで大臣同意
令和 3 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化処理の終期を見据え、パワーブレンダー工法による浄化対策を開始
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・8月に実施した水質測定結果において、場内 83 か所全ての井戸について1,4-ジオキサンの環境基準を満足
	<ul style="list-style-type: none"> ・11月7日に開催した第 37 回汚染土壌対策技術検討委員会に諮ったところ、実施計画に規定する特定産業廃棄物等である汚染土壌・地下水対策に係る技術的評価を終了（同委員会の設置目的を達成）したとの見解に至る
	<ul style="list-style-type: none"> ・11月19日に開催した第 86 回原状回復対策協議会においても承認され、現場内の汚染対策が完了 ・岩手県側現場において周辺環境に生活環境保全上の支障が生じることがなくなったことを広く宣言するため、第 87 回原状回復対策協議会（2月4日開催）において、岩手県側の原状回復宣言（2ページ参照）



【用語解説】

- 1, 4-ジオキサン …… 抽出・精製・反作用の溶剤や洗浄用溶剤等として用いられる他、洗剤等の製品中に不純物として存在している。ヒトに対して発がん性がある可能性がある。
- 塩化ビニルモノマー …… ポリ塩化ビニル等の合成原料として用いられる。また、トリクロロエチレン等の分解産物として地下水から検出されることがある。ヒトに対して発がん性がある。
- 促進酸化法 …………… オゾンと過酸化水素を用いて地下水中の1, 4-ジオキサンを化学的に分解する方法。
- パワーブレンダー工法 … 土壌と改良材を垂直方向に強制的に攪拌混合し地盤改良処理を行う工法。本事案では水質浄化に応用した。

7 責任追及

(1) 行為者への責任追及

当該事案に係る行為者は、以下の4法人です。

行為者	行為の概要
三栄化学工業株式会社	当初、青森県側の谷状の土地に不法投棄を行い、それを隠すため岩手県側から土砂を採取し、覆土材として使用していました。 土砂を採取して生じた岩手県側のくぼ地などに有害産業廃棄物（汚泥、廃油、燃え殻、感染性廃棄物など）や廃食品、廃プラスチック類、また、これらの混合物を不法投棄するという一連の行為を反復継続的に行っていました。
三栄興業株式会社	三栄化学の代表者が設立した肥料製造及び販売事業者ですが、役員構成は三栄化学とほぼ同一であり、かつ、製造した堆肥の販売実績はありませんでした。三栄興業の事業場は県境をはさんで三栄化学と一体となっており、いわば三栄化学の岩手県側の事業用地として使用されてきました。 本県側の不法投棄現場そのものである三栄興業の事業用地内に、三栄化学が受け入れた産業廃棄物を、野積み又は埋め立てにより投棄していました。
縣南衛生株式会社	首都圏を中心とした産業廃棄物の排出者から、有害産業廃棄物をはじめとした多様な産業廃棄物を、焼却あるいは圧縮減容（RDFの製造）による中間処理を行う名目で処理委託を受け、三栄化学に対して違法に処分を再委託していました。
東奥環境株式会社	縣南衛生が焼却処理の委託を受けた有害産業廃棄物（廃油等）を本現場に運搬し、三栄化学や三栄興業による不法投棄に加担していました。

岩手県は平成12年に上記4法人及び各法人の関係役員6名（行為者）に計13回の改善命令・措置命令を発出しました。

また、平成12年には岩手県警本部が三栄化学及び縣南衛生を摘発、両法人の代表取締役を含む5名を逮捕しました。

改善命令・措置命令のうち、履行されなかった部分については岩手県が行政代執行を行い、要した費用250億円について行為者に納付命令を発出しました。この命令に基づき、預金や給与等が差し押さえられ、債権回収が進められています。

(2) 排出事業者への責任追及

本県では、廃棄物の早期撤去、県民負担の軽減とともに、排出事業者の責任の自覚と再発防止を目的とし、処分委託の過程において何らか

の法違反が認められた排出事業者に対しても、措置命令（撤去命令）を発出するなど徹底的に責任を追及しました。

なお、法違反が認められない排出事業者も、責任追及の過程で自主的な撤去又は撤去費用の拠出に応じていただき、行政代執行費用の回収に充てています。

令和4年度末時点での責任追及の実績は次のとおりです。

区分		金額
行為者	措置命令	約148百万円相当
	納付命令	約115百万円
行為者 計		約263百万円相当
排出事業者等	措置・納付命令	約18百万円相当
	自主的な措置	約582百万円相当
排出事業者等 計		約600百万円相当
合計		約863百万円相当

（全体事業費に対する回収率：約3.5%）

【用語解説】

差し押さえ…滞納者の財産について、法律上又は事実上の処分を禁止し、それを換価できる状態に置く強制的な処分をいう。

8 跡地利活用

(1) ワーキンググループの設置

平成 26 (2014) 年 3 月に廃棄物の全量撤去が完了後、協議会において地域との連携により本事案を後世に伝える取組の検討を求める意見が多くあったことから、これを踏まえ、協議会の下部組織として「県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキング」(検討ワーキング)が設立されることとなりました。

検討ワーキングの概要	
設立目的	原状回復の記録の保存や活用のあり方・跡地の環境再生のあり方についてなどを検討
開催時期・回数	平成 27 (2015) 年から令和 4 (2022) 年、計 15 回
検討・報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地利活用策 ・ウルシ、カラマツ、アカマツ、ミズナラの植栽試験の推移 ・記録映像 (DVD) の制作 ・普及啓発活動 (出前授業) ・水素利活用の可能性 ・記録誌の発行



R1 (2019) 年 9 月撮影

ウルシの植栽試験



H30 (2018) 年 10 月撮影

出前授業の様子

(2) 跡地利活用策 (案)

跡地利活用について、市民から次のような意見が寄せられています。

テーマグループ名	主な意見
森林再生	<p>森林／ブナの森などの自然公園にする。</p> <p>漆の植林／二戸地域は漆の産地なので、気候的に現場に漆が植えられる状況であれば、ブナに並んで漆を植えることも考えられる。</p>
花畑	一面の花畑／菜の花、芝桜、ひまわり、綿花などを植える。
イベント	イベントの実施／ロックフェスティバルなどを開催する。
エネルギー	エネルギー利用／風力発電や太陽光発電に使う。(空地は花畑など市民が利用するとの併用案もあり。) 植栽を菜の花とし、BDFをつくる。

ただし、跡地利活用に関しては、原因者が所有する現場の土地を本県が差し押さえているため、法律上 (換価のため) 条件を付けずに公売しなければならない制約があり、今後の推移を見守る必要があります。

【用語解説】

BDF…バイオディーゼルフューエル。(廃) 食用油等を原料として製造するディーゼルエンジン用の燃料。

9 不適正処理の未然防止対策

- (1) 不法投棄事案の再発防止と循環型地域社会の形成に向けた制度的な検討

平成 12 (2000) 年秋、産業廃物の不適正処理事案の未然防止のためには、国の法制度の枠内では難しい面もあることから、共通の課題を持つ北東北 3 県(秋田・青森・岩手)が連携して、独自の制度についての検討を始めました。

本県では、環境法、環境経済学、廃棄物工学の研究者、市町村、事業者で構成される研究会を平成 13 (2001) 年 2 月に設置し、廃棄物の不法投棄対策を中心に先行的な研究が行われました。

- (2) 県境産廃事件からの教訓

上記の研究会で示された県境産廃事件からの教訓は次の通りです。

教訓①	地域で出たゴミは、その地域で処理する体制の整備が必要
教訓②	廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を進める制度整備が必要
教訓③	優良な廃棄物処理業者の育成を進める制度が必要
教訓④	有価物を偽装した廃棄物の不法投棄への法的対応が必要
教訓⑤	不法投棄の原状回復に公金を極力投入しない仕組みが必要

- (3) 循環型地域社会形成に向けた条例整備

平成 14 (2002) 年 12 月、県は、有識者及び県民の意見や、北東北 3 県の担当者によるワーキングでの実務検討なども踏まえ、循環型地域社会形成のための関係 3 条例を制定しました。

3 条例の主な内容

循環型地域社会の形成に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 産廃処理業者の格付け制度及び保証金制度の創設による処理業者の信頼向上 再生資源利用認定製品認定制度の創設によるリサイクル製品の信用向上 排出事業者に対する処理委託先の実地確認の義務付け 廃棄物処理施設等設置等事前協議制度による適正な処理施設設置の推進
県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 自県(圏)内処理の原則の実現 県外からの搬入をリサイクル目的に限定
岩手県産業廃棄物税条例	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場への産業廃棄物の搬入に課税 収入は廃棄物の減量化や技術開発に取り組む企業に支援

- (4) 県境産廃事件からの環境政策的レガシー

本事件を契機に、国ではいわゆる「産廃特措法」が制定され、全国の大規模不法投棄事件による環境汚染の除去が加速化され、廃棄物処理法の優良産廃業者認定制度が創設される契機ともなりました。

また、県でも、3 条例の制定のほか、県北クリーンセンターの設置や、東日本大震災津波の膨大な災害廃棄物処理の様々な場面での対応に、この事件の教訓が生かされています。

本事件を契機とした様々な環境への取組みは、旧松尾鉱山からの排水による北上川清流化対策と並び、岩手県の環境政策における大きなレガシー(遺産)になっていると言えます。

第2部 オーラルヒストリー (本編 228 ページ～253 ページ)

【齋藤 徳美 氏】

(青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会
委員長、令和5年度二戸市市勢功労者、令和6年度
岩手県県勢功労者 等)

「この不法投棄の教訓をどう活かしていくかということが、これからの最大の課題」



【築田 幸 氏】

(同協議会 委員、発覚した平成11年当時 岩手県環境
整備課廃棄物対策監 等)

「特措法の成立に働きかけ」

「1,4-ジオキサンの浄化に苦労」



【生田 弘子 氏】

(同協議会 住民代表委員、カシオペア環境研究会 元代表)

「事件を風化させないために出前事業などが必要」

「若い世代の頑張りに期待したい」



【津軽石 昭彦 氏】

(関東学院大学法学部教授 (元岩手県職員、再発防止策の
検討などに尽力))

「身近な環境を守る意識を育てることは、郷土を愛する
ことに通じ、最終的には環境を守ることに、人口対策
にもつながる」



【佐々木 健司 氏】

((一財)クリーンいわて事業団理事長 (元岩手県職員))

「本事案に長く携わってきた」

「教訓づくりになる跡地利用に向けた施策が実施されること
を願う」



《QRコードはこちら》

青森・岩手県境産廃不法投棄事案の記録～産学官民連携 20 余年の足跡～
記録誌掲載ホームページへのリンク

